Ｒ５住宅

南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事

図面番号	図　面　名
A-01	営繕工事共通仕様書１
A-02	営繕工事共通仕様書２
A-03	営繕工事共通仕様書３
A-04	改修工事特記仕様書１
A-05	改修工事特記仕様書２
A-06	配置図・付近見取図
A-07	平面図
A-08	屋根伏図
A-09	立面図１
A-10	立面図２
A-11	矩計図
A-12	各部詳細図１
A-13	各部詳細図２

課　長	室　長	副 課 長	課長補佐		担　当

章	項　目	特　記　事　項	章
一章 一般共通事項			

I. 工事概要

1. 工事名称　　Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事

2. 工事場所　　徳島市城南町１丁目

3. 建物概要

建物名称	南二軒屋一の坪団地５号棟
構造・規模	鉄筋コンクリート造３階建て
敷地面積	4773.22（m2）
延床面積	756.84（m2）
消防法施行令別表第1の区分	

4. 工事種目

種　目	工　事　概　要
建築一式工事	屋上防水改修工事

5. 工期　　契約日翌日から、９０日間とする。

6. その他　　本工事は，資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

項　目	特　記　事　項

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説　令和2年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和4年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また，次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）
② 建築改修工事監理指針（令和4年版）
③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）
④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）

2. 優先順位

設計図書の優先順位は，次の順とする。

① 質問回答書（②から⑤に対するもの）
② 補足説明書
③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
④ 図面
⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

(1) 受注者は，請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に，工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき，工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上，次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
(a) 受注時は，契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内とする。
(b) 登録内容の変更時は，変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内とする。
(c) しゅん工時は，工事しゅん工承認後，土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内とする。
(d) 訂正時は，適宜とする。
なお，変更登録は工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，請負代金額のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。
(2) 受注者は，実績登録完了後，登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。
なお，変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は，契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日，日曜日，祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は，設計図書に定めのある場合，又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き，工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお，工事開始日とは，契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては，その日）をいう。

6. 施工計画書等

◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し，監督員に提出し，監督員の承諾を受けること。

◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図，現寸図，見本等を，工事の施工に先立ち作成し，監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお，請負対象額（設計金額）が１億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

◎受注者は，本工事の全部若しくは一部について，指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお，有資格業者とは，建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

8. 施工体制台帳及び施工体系図

(1)施工体制台帳の作成
受注者は，下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は，施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに，施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
(2)施工体系図の作成及び掲示
受注者は，下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は，各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って，工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
(3)警備業者の記載
受注者は，交通誘導警備員を配置するときは，警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(4)運搬業者の記載
受注者は，土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは，運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は，施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを，下請契約を締結したときは下請契約日から，内容に変更が生じたときは変更が生じた日から，いずれも土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内に監督員に提出し，確認を受けなければならない。
ただし，提出日について，監督員が承諾したときはこの限りではない。
(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は，再下請負通知書を提出する旨の書面を，工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

◎電気保安技術者は次の者とし，必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により，監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め，監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人，監理技術者，主任技術者の別，氏名，会社名，工事名を記載し，顔写真を添付すること。

◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号），建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置（平面・深さ），規格，構造等を確認しなければならない。

◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう，受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない。

◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない。また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない。

◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお，使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

◎休日，夜間に作業を行う時は，事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い，安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また，監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には，速やかに提出すること。

◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること。

◎仮囲いを設置する場合は，設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は，原則禁止とする。やむを得ず行う場合は，飛来落下の危険を生じるおそれがあるため，適切な防護措置を講じ安全確保を図り，施工手順について監督員の承諾を得たうえで，指定された時間に行うこと。

◎受注者は，足場を設置する場合は組立，解体時において，作業前に施工手順を確認し，倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に，飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については，足場の上に仮置きせず，設置又は荷下ろしするまでは，番線等により固定を行うこと。また，強風，大雨，大雪等の悪天候のため，作業の実施について危険が予想されるときは，作業を中止すること。

11. 交通安全管理

◎輸送災害の防止
受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない。特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎過積載による違法運行の防止
受注者は，過積載による違法運行の防止に関し，特に次の事項について留意し，下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車，不表示車は使用しないこと
・過積載車両，さし枠装備車，不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては，下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により，逮捕または起訴された建設業者は，指名停止措置を講ずる場合がある

12. 発生材の処理等

◎発生材の処理等は，次により適正に行う。
(1)工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する。
(2)上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては，監督員に報告し指示を仰ぐこと。
(3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については，各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
(4)建設発生土の処理については，各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
(5)解体前に，照明器具，変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し，有れば，監督員の指示に従うこと。
(6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること。
(7)受注者は，　建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3），産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

◎アスベスト
(1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し，あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は，受注者がその結果を書類等により確認すること。なお，工事内容に変更がある場合においても同様とする。
既存の分析調査結果の貸与（　あり　・　なし　）。
(2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより，労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに，その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は，JIS A 1481-1によること。

徳島県県土整備部住宅課	工事名　Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事	図面番号　A-01	株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次 徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録 TEL 088-622-0883　第 102935 号 FAX 088-622-0885
	図面名　営繕工事共通仕様書１	縮尺　NO SCALE	

章	項目	特記事項
一章 一般共通事項		◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という」。）に基づく対応は，以下のとおり行うこと。 (1)受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員に提出すること。 (2)受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員に提出すること。 (3)受注者は，上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は，上記計画書に変更が生じた場合は，速やかに計画を変更し，その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出すること。 (6)受注者は，上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は，COBRISの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は，建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって，その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
	13. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料，設備機材等（以下「建材等」という）は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は，建材等の発注の際には，発注前に，品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし，設計図書に定めるJIS又はJASの材料で，JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りでない。 なお，各専門特記仕様書中，「評価名簿による」と記載されているものは，一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない。ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は，請負代金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない。 (4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材，集成材，合板，単板積層材），フローリング，再生木質ボード（パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板）については，合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし,監督員の承諾を得るものとする。 また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による。

章	項目	特記事項
		◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は，木材以外の建設資材について，県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また，請負代金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工，製造された製品 注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下，「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また，県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し，監督員の承諾を得なければならない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は，加熱アスファルト混合物を使用するときは，原則として，「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
	14. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の (1) から (5) を満たすものとする。 (1)合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は，フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする。
	15. 施工	◎設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は住宅課へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき，確認，試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は,工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること。手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については，試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること。

章	項目	特記事項
	16. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする。なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は，監督員と協議する。ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は，1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し，その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は，ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は，地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また，受注者は，県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
	17. 遠隔臨場の試行	◎受注者は，当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において，遠隔臨場の実施を希望する場合は，「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。 ◎受注者は，当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において，「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。
	18. 工事看板等	◎工事現場には，工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合，受注者は，工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。 ◎受注者は，監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに，掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし，次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1)区画線工事，舗装工事，標識設置工事，照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事
	19. 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合，次のとおりとしなければならない。 ただし，特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお，洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
	20. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合，受注者は，工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について，監督員，工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また，工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員，工事監理業務受注者とともに，書面により確認すること。
	21. 工事検査及び技術検査	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる。 | 当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
---	---	---
3千万円未満	ー	1回
3千万円以上5千万円未満	ー	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回 | (注)低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については，請負対象額にかかわらず，基礎杭工事完了後，中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において，足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は，当初請負対象額に関係なく，中間検査の実施について監督員と協議すること。

徳島県県土整備部住宅課	工事名 R５住宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 ５号棟屋上防水改修工事	図面番号 A-02	株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広３丁目３－３ TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	速水 可次 1級建築士登録 第 102935 号
	図面名 営繕工事共通仕様書２	縮尺 NO SCALE		

章	項　目	特　記　事　項	章	項　目	特　記　事　項	章	項　目	特　記　事　項
一章 一般共通事項	22. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎受注者は，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・竣工図（製本2部，電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き，原図版とする ） ・工事写真（写真帳１部（着手前及び完成写真），電子データ2部） ・使用材料一覧表（3部（うち2部は竣工図表紙裏面に貼付），電子データ2部） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真，着手前，資機材，施工状況の順に整理する。 完成写真については，工事目的物の状態が，資機材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 区　分 ／ サ イ ズ 着 手 前 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ 施 工 中 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ 完 成 写 真 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ ◎工事完成撮影は，別途指定がある場合を除き，専門家によらないものとする。						
	23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。						
	24. 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し，火災保険等（火災保険，建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については，付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する。また,模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお，工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす。						
	25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において，公共事業労務費調査の対象工事となった場合は，受注者は，調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等，必要な協力を行わなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合，受注者は，その実施に協力しなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう，受注者は，労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は，当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。						
	26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	(1)受注者は，工事の施工に関し，暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は，下請負人から報告があったとき）には，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は，本工事の一部を下請に付する場合，下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは，受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3)受注者は，発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は，排除対策を講じたにもかかわらず，工期に遅れが生じるおそれがある場合には，発注者と工程に関する協議を行い，その結果，工期内に工事が完成しないと認められる場合は，「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により，発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告し，被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は，前項被害により，工期に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する協議を行い，その結果，工期に遅れが生じると認められた場合は，約款第22条の規定により，発注者に工期延長の請求を行わなければならない。						

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南 ５号棟屋上防水改修工事	図面番号	A-03
	図面名	営繕工事共通仕様書３	縮尺	NO SCALE

株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL 088-622-0883　第 102935 号
FAX 088-622-0885

Ⅲ．改修工事特記仕様書

1章　改修一般共通事項

項　目	特　記　事　項
1．施工条件	◎施工条件は次による。 ・工程については，施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
2．重要備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（ 有 ・ (無) ）
3．施工調査	◎調査期間 本工事の着手時に，給排水，ガス管，地下埋設物等の調査を行う。
4．交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，図示する場所に３日間配置すること。 ・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が （ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）。 ・警備員は，延３人（昼３人，夜０人：うち検定合格警備員０人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること。 ・受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
5．産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 （注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は，「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

（処理単価：税抜き）

種　類	コンクリート（無筋）		アスファルト
会社名	(有) 吉野川ボンブ　(中間処分)		—
所在地	徳島市応神町東貞方字北野7-2		—
処分地	徳島市応神町東貞方字西中須49-1		—
運搬距離	10.3km		—
処分費	800円/ｔ		—
備　考	—	—	—

種　類	金属（処分）	ガラス	木　材
会社名	㈱旭金属　☆優良認定業者	—	㈱徳島興産　☆優良認定業者
所在地	徳島市東沖洲1丁目12	—	徳島市津田海岸町2番90号
処分地	徳島市東沖洲1丁目12	—	徳島市津田海岸町2番90号
運搬距離	8.0km	—	6.0km
処分費	０円/t	—	10,000円/t
備　考	—	—	—

※ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材について、㈱明和ｸﾘｰﾝでの処分の場合、１m^3未満でも下記処分費が必要。

種　類	廃ブラ	石膏ボード	アスベスト含有建材
会社名	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	—	㈱明和クリーン
所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	—	三好市山城町寺野字大休場956
処分地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	—	三好市山城町寺野字大休場956
運搬距離	16.1km	—	88.8km
処分費	35,000円/ｔ	—	36,000円/m^3
備　考	—	—	廃石綿等処理費60,000円/m^3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない。
また，この場合，処分単価の見積書を求め，減額変更を行うことがある。
なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。
ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること。
また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする。
木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

項　目	特　記　事　項
6．他工事との取り合い	◎他工事との取り合い区分

項　目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他
梁，壁，床スリーブ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリーブ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンブレン等)	○				
床，天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○		
縦樋(GLまで)	○				
盤，便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排気ガラリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

項　目	特　記　事　項
7．技能士の適用	◎技能士の適用については，次の技能検定作業（以下，「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は，職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は，適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする。なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 (・)塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属	建築板金	・内外装板金作業
左官	左官	・左官作業
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装	塗装	・建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業
	表装	・表具作業　・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

2章　改修仮設工事

項　目	特　記　事　項
1．一般事項	◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物，敷地の高低差地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し，監督員に報告する。
2．足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき，労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転，変更を行う場合は，30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は，監督員に報告すること。 届け出不要の場合は，その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず，足場を設置する場合は，使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後，監督員の確認を受けること。 ◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること。 ◎高架水槽部分足場(種類：単管足場，ｼｰﾄ仕様：防音ｼｰﾄ) ◎ゲート（ 有 ・ (無) 仕様：　　）
	◎足場等を無償使用する業者は，設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は，つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。），張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て，解体又は変更の作業において，材料，器具，工具等を上げ，又はおろすときは，つり綱，つり袋等を労働者に使用させなければならない。また，作業主任者を選任し，その氏名，職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については，「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため，石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。

項　目	特　記　事　項
3．養生	◎既存部分の養生範囲は図示による．(養生方法：養生シート及びビニールにて養生　)
4．監督員事務所	◎監督員事務所は（ 設ける（面積　　m2程度） ・ (設けない) ）
5．工事用用水，電力等	◎既存電力利用（ 出来る ・ (出来ない) ），電力料金（ (有償) ・ 無償 ） ただし，施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用（ 出来る ・ (出来ない) ），用水料金（ (有償) ・ 無償 ） ただし，施設管理者と協議すること。
6．工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は，（ 図示の場所に ・ 用意していない(ない)ので業者にて ）設けること。 ただし，施設管理者と協議すること。

3章　防水改修工事

項　目	特　記　事　項
1．一般事項	◎受注者は，漏電による事故を防止するため，高圧水洗を行う前に調査を行い，漏電が予想される箇所に，必要に応じて養生等を行わなければならない ◎保護層，防水層等を撤去した結果，下地等の状況により，設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は，（ 上屋シート(シート)養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（　　））とする。

2．改修工法の種類及び工程

工法 ＼ 工程	M４S工法	M４SⅠ工法	L４X工法	S４S工法
施工箇所	屋根先端部	屋根一般部	架台天端等	架台立上等
1　既存保護層(立上り部等)撤去等				
2　既存保護層(平場)撤去等				
3　既存断熱層撤去等				
4　既存防水層(立上り部等)撤去等	○	○		○
5　既存防水層(平場)撤去等				
6　既存下地の補修及び処置	○	○	○	○
7　防水層の新設	○	○	○	○
8　断熱材の新設		○		
9　保護層の新設				

項　目	特　記　事　項
3．既存下地の補修材料	◎アスファルトは，JIS K 2207の規格品3種とする。 ◎端部押さえ金物は，既成アルミニウム製とし，形状寸法は図示による。 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト，層間接着用プライマー，アスファルト系下地調整材，改修用ドレン等の材料は，ルーフィング類製造所の指定する製品とする。
4．ルーフドレン回りの処理	◎ルーフドレンの端部から（ 500mm(・) 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し，ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。
5．既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状，長さ，数量等は図示する。
6．合成高分子系ルーフィングシート防水	◎合成高分子系ルーフィングシートは，JIS A 6008の規格品とする．

工法	種別	シート 種類	シート 厚さ	断熱材 種類	断熱材 厚さ	施工箇所	備考
POS S4S	S-F1		mm				
	S-F2	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ樹脂	2.0 mm			立上り	
	S-M1		mm				
	S-M2		mm				
	S-M3		mm				
M4S	S-M1		mm				
	S-M2	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ樹脂	1.5 mm			屋根先端部	
	S-M3		mm				
POSI S3SI S4SI M4SI	SI-F1		mm				
	SI-F2		mm				
	SI-M1		mm				
	SI-M2	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ樹脂	1.5 mm	ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ	25	屋根一般部	
	SI-M3		mm				

◎機械式固定工法の場合は，引抜き試験の結果に基づき，建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する．

○建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=（ 36 ）m/s　　地表面粗度区分(・Ⅰ・Ⅱ (・)Ⅲ・Ⅳ)

◎絶縁用シートは，発泡ポリエチレンシートとする．

◎プライマー，増し張り用シート，成型役物，接着剤，仕上塗料，シール材，固定金具，絶縁用テープ等は，ルーフィングシート製造所の指定する製品とする．

徳島県県土整備部住宅課	工事名　Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南 ５号棟屋上防水改修工事	図面番号　A-04	株式会社 剛 建築事務所　速水 可次 徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録 TEL 088-622-0883　第 102935 号 FAX 088-622-0885
	図面名　改修工事特記仕様書１	縮尺　NO SCALE	

項　目	特　記　事　項

区　分		S(SI)-F2	S(SI)-M2
下地処理		標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による．入隅は直角，出隅は面取りとし，小石等は完全に除去する．目地部に幅50mm絶縁用テープ張り	
平場接着法		接着剤塗布	固定金具
断熱材(断熱工法)		下地に断熱材を隙間無く張付，ﾛｰﾗｰ等で密着した後ルーフィングを張り付ける	下地に防湿用フィルムを敷設し，次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する 断熱材：JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板
増張	立上り部等出隅入隅部	ルーフィングシート施工後成形役物張付け	S-F2と同じ
増張	ルーフドレン，配管等と防水下地材との取合い部		
重ね部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上
重ね部	立上りと平場	40mm以上	40mm以上
重ね部	接合部	接　着　剤	熱融着又は溶剤溶着
重ね部	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール
立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け，末端部は押さえ金物で固定し，シール材を充填する．	
仕上げ塗料			

◎特記仕様書，改標仕及び標仕以外は，主材料製造所の仕様による．
◎脱気装置の仕様：製造所の指定による．
◎ルーフドレインの材質規格：改修用

7.　塗膜防水

◎工　法：　Ｌ４Ｘ　　種　別：　Ｘ－２
◎塗膜を形成する材料は，JIS A 6021の規格品とする．
◎プライマー，層間接着用プライマー，補強布，接着剤，通気緩衝シート，シーリング材，仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする．

工　法	種　別	施工箇所	仕上塗料	備　考
L4X	X-1 ◯X-2	架台天端等		

◎特記仕様書，改標仕及び標仕以外は，主材料製造所の仕様による．

8.　シーリング

◎シーリング材は，JIS A 5758の規格品とする．
◎プライマーは，被着体及びシーリングの種類により使い分けること．
◎監督員に，シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること．
◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(・行う　・　行わない)．
　ただし，変成シリコーン系シーリング面への仕上塗材仕上げ等は行わない)．
◎外部に面するシーリング材は，施工に先立ち(・簡易接着性試験　・　引張接着性試験)を行う．

◎種類及び施工箇所

記号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	寸　法	接着試験
MS-2	変成ｼﾘｺｰﾝ(2成分)		水切等取合部	再充填工法		簡易接着
PU-2	ポリウレタン系	ｶﾞﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ	外壁目地	再充填工法	打継30×10 横その他20×10	簡易接着

9.　防水保証

◎防水工事完了後は，メーカー，元請業者，下請業者の3者連名による
（３・５・７・(10)）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章　外壁改修工事

1.　一般事項

◎受注者は，漏電による事故を防止するため，高圧水洗を行う前に調査を行い，漏電が予想される箇所に，必要に応じて養生等を行わなければならない．

2.　外壁改修の施工数量及び調査方法

◎当工事の積算計上数量は，1階部分の調査数量を調査し，全体数量との面積比率により算定した数量の80%を計上している。

◎施工数量は，次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は，県単価で行う）

◎外部足場設置後，施工数量調査を行う。

◎調査に先立ち，調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また，調査方法等で専門知識が必要な場合は，各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。

項　目	特　記　事　項

3.　外壁改修工法の種類及び材料

◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁

工　法	ひび割れ部	欠　損　部	
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔:200～300mm エポキシ樹脂:製造所の仕様		
Uカットシール材充てん工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 材料:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ｼｰﾘﾝｸﾞ材:改標仕表3.7.1 PU-2ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ		
シール工法	(0-2mm未満) 材料:ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂		
充てん工法		(改標仕4.3.7) 深い欠損:ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ 浅い欠損:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ	

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：　評価名簿による．
◎モルタル塗仕上げ外壁

工　法	ひび割れ部	欠　損　部	浮　き　部
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔:200～300mm エポキシ樹脂:製造所の仕様		
Uカットシール材充てん工法	(1.0mmを越える) 材料:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ｼｰﾘﾝｸﾞ材:改標仕表3.7.1 PU-2ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ		
シール工法	(0.2mm未満) 材料:ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂		
充てん工法		(改標仕4.4.8) (0.25m2未満) 材料:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ	
モルタル塗替工法		(改標仕4.4.9) 材料:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え	(改標仕4.4.9) 材料:ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡未満) エポキシ樹脂:JIS A 6024 高粘度形 充填量：25 ml/本 ピン本数　一般:16 本/㎡ 指定:25 本/㎡
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) エポキシ樹脂:JIS A 6024 高粘度形 注入量：25 ml/本 注入口 一般部：12 個/㎡ 指定部：20 個/㎡ ピン本数 一般:13 本/㎡ 指定:20 本/㎡

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：　評価名簿による．

4.　仕上塗材仕上げ外壁改修工事

◎仕上げの模様，色及びつやは，見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して，承諾をうけること．
◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は，　2.外壁改修工法の種類と材料　による．

種　類		既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E （透湿性）	環境配慮改修工事の章参照 ※ｱｽﾍﾞｽﾄ含有	ﾓﾙﾀﾙ・打放し	C-1	凹凸状	吹付		つやあり
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	環境配慮改修工事の章参照 ※ｱｽﾍﾞｽﾄ含有	打放し	C-1	砂壁状	吹付		

5章　塗装改修工事

1.　一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする．
◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする．
◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする．
　ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．

2.　合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区　分	種　別		下地調整	さび止め塗料		備　考
	屋外	屋内	(新規面は素地こしらえ)	屋外	屋内	
鉄鋼面	B種		RB種	種別C種，塗料A種		
亜鉛めっき鋼面	B種		RB種	種別C種，塗料A種		

3.　耐候性塗料塗り(DP)

区　分	種　別	下地調整(新規面は素地こしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備　考
塩ビ・ボード面	B種	RB種	C種	1級	竪とい設備配管等

項　目	特　記　事　項

7章　環境配慮(グリーン)改修工事

1.　アスベスト含有建材の処理工事

1.　一般事項

◎関係法令，都道府県の条例等を遵守すること。
◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（・資与する　・ない　）
◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより，労働基準監督署及び自治体に報告すること。
　監督員へも結果を提出すること。
・調査結果は3年間保存すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は，JIS A 1481-1によること。

◎表示，掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について，作業場の見やすい箇所に掲示する。

◎アスベスト粉塵濃度測定を(・行う・　行わない)。
・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
・測定機関は，都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
・報告書を（ 3 ）部作成し監督員に提出すること。
・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(　　)

◎施工計画
(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し，承諾を受けること。
(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については，工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2.　アスベスト含有仕上塗材の除去

◎工法　集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

◎除去箇所一覧表

階数	室　名	箇所	建材種別	調査方法
屋上	外壁・軒天		アクリルリシンの下地調整塗材	分析調査

◎隔離養生等
○電気グラインダー等の電動工具を使用して除去を行う場合は，湿潤化に加えて隔離養生（負圧不要）の措置が必要。

◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は，耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。

◎施工記録等
(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し，監督員に提出すること。
(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
(3) 作業計画による作業の記録は，3年間保存すること。

3.　アスベスト含有成形板の除去

◎工法
(1) 除去は，アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
(2) 除去は，破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし，原形のまま，「手ばらし」とする。
　建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
　なお，やむを得ず切断，破砕等をしなければならない場合は，監督員と協議のうえ，常時湿潤化した状態で作業を行う。
　ただし，アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は，養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。
　建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ，原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

◎除去箇所一覧表

階数	室　名	箇所	建材種別	調査方法
屋上	屋根		シングル（接着材に含有とみなす）	みなし

◎除去が完了したときは，アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し監督員に報告すること。

◎施工記録等
(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し，監督員に提出すること。
(2) 作業計画による作業の記録は，3年間保存すること。

8章　電気設備改修工事

1.工事項目
(塗装のみのやり替えの場合)　◎図示の位置の電気配管及びプルボックスの塗装補修を行う。

(配管・P,BOX撤去取替の場合)　◎図示位置の電気配管及びプルボックスの取り替え並びに付帯配線の改修を行う。

2.共通仕様　◎特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編（令和4年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」による.なお、本工事が建築工事または機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による.また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（令和4年版）」を参考とする.

3.特記仕様
(塗装のみのやり替えの場合)　◎配管の塗装工程は、標仕<1>2.7.1による。

(配管・P,BOX撤去取替の場合)　◎屋外の金属製防水形プルボックスはステンレス製とする。
◎屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛メッキ製とする。

徳島県県土整備部住宅課	工事名　Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南 ５号棟屋上防水改修工事	図面番号　A-05	株式会社 剛 建築事務所　速水 可次 徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録 TEL 088-622-0883　第 102935 号 FAX 088-622-0885
	図面名　改修工事特記仕様書２	縮尺　NO SCALE	

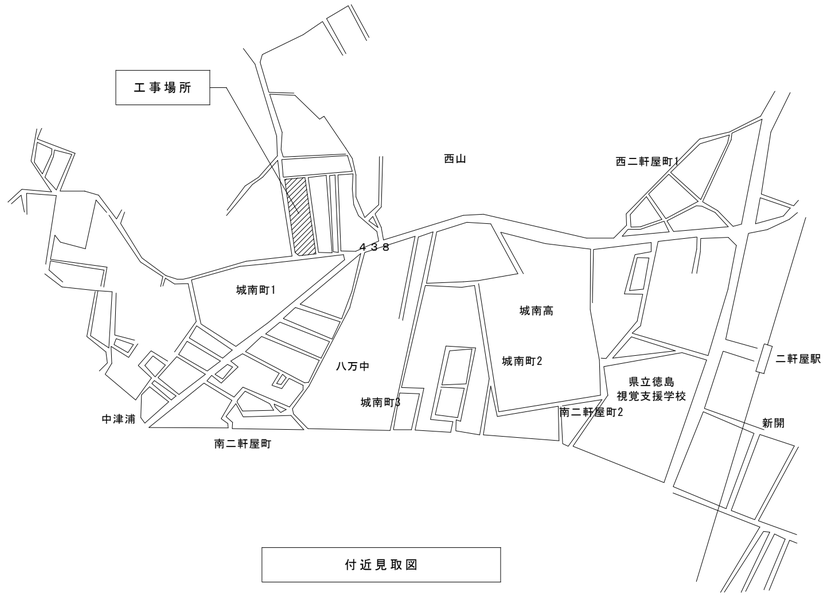

付近見取図

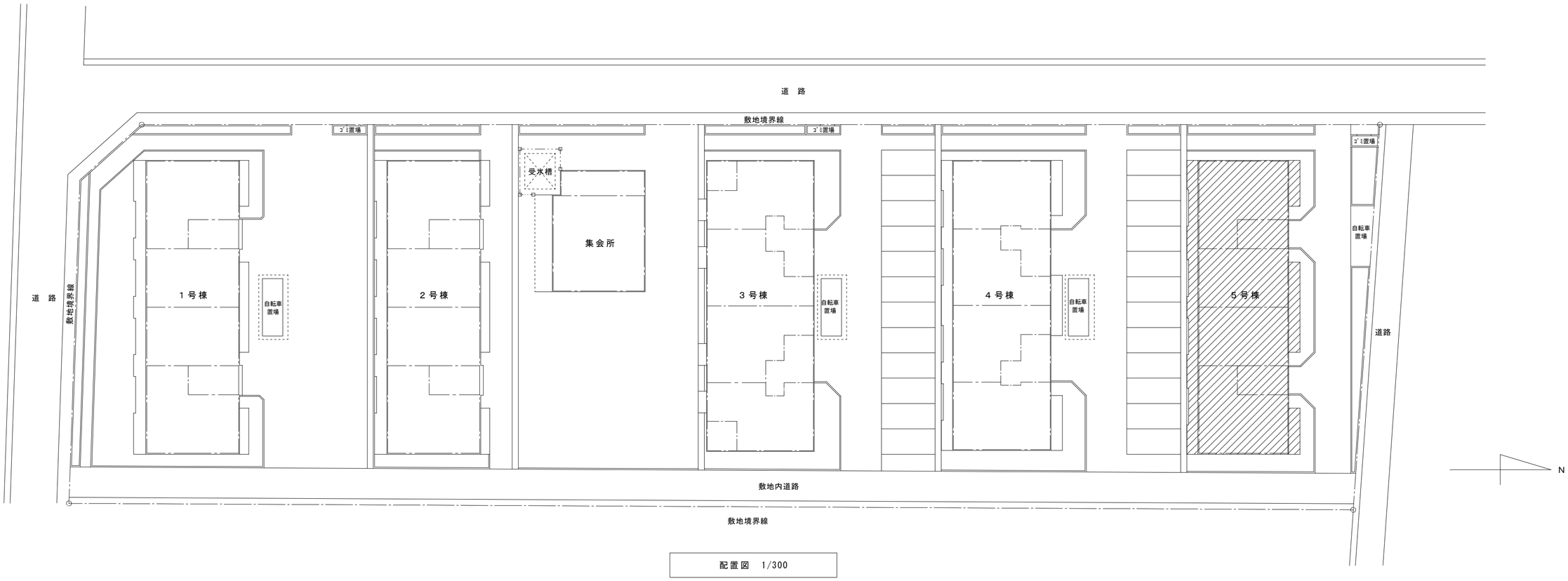

配置図　1/300

特　　記　：　図中、▨は工事対象建物を示す。

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				
	名　称	配置図・付近見取図				
	図　番	A-6	Ｓ＝１：　300	年　　月		

株式会社 剛 建築事務所　速水 可次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　第 102935 号
FAX　088-622-0885

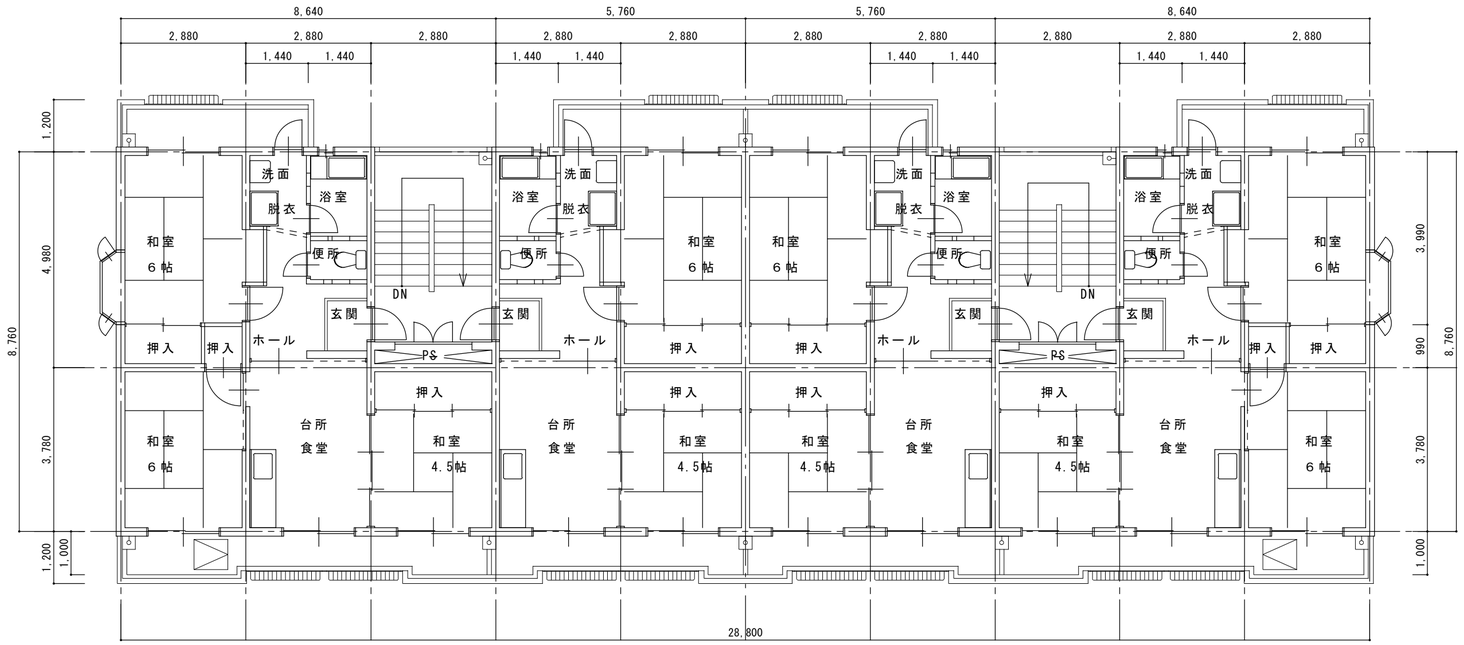

3階平面図　1/100

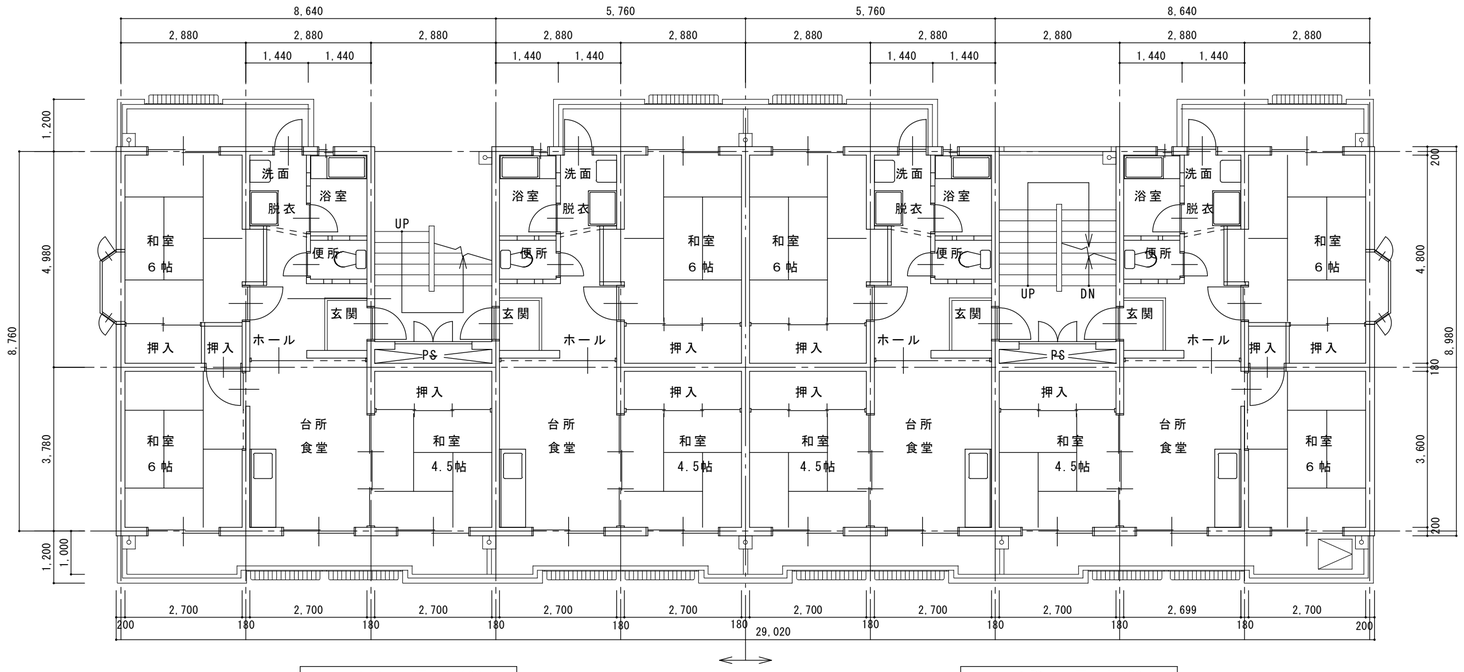

1階平面図　1/100

2階平面図　1/100

特　記　：

徳島県県土整備部住宅課	工事名	R５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事			
	名　称	平面図			
	図　番	A-07	S＝1：100	年　月	

株式会社 剛 建築事務所　速水 可次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL 088-622-0883　第 102935 号
FAX 088-622-0885

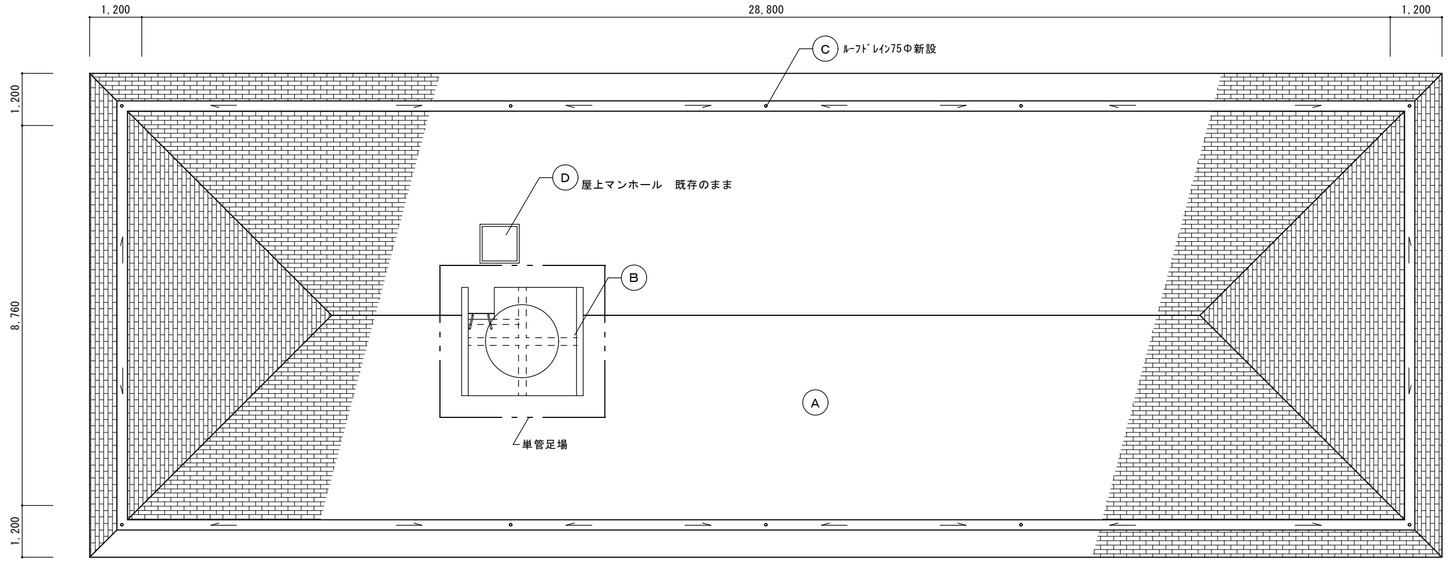

屋根伏図　1/100

記号	部　　位		仕　　上
A	屋根	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙ木ｺﾞﾃ押へ　ｱｽﾌｧﾙﾄｼﾝｸﾞﾙ葺 立上りｱﾙﾐ押へｱﾝｸﾞﾙ
		改修後	居住部ｼﾝｸﾞﾙ既存のまま、高圧水洗い、軒先及び端部ｼﾝｸﾞﾙ積み撤去 断熱材及び塩ﾋﾞｼｰﾄ防水厚1.5新設　押え金物共　S1-M2 庇部：塩ﾋﾞｼｰﾄ防水厚1.5新設　押え金物共　S-M2・SUS水切
B	高架水槽架台 ※部材仮撤去再取付 別表参照	改修前	床・笠木：防水ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押へ ｺﾝﾊﾟﾈ打放しｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 ｱﾙﾐﾙｰﾊﾞｰ ﾀﾗｯﾌﾟ(SGP32A・19φ亜鉛ﾒｯｷ)
		改修後	既存仕上塗材及び下地調整塗材　全撤去　(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有) ひびわれ等補修、高圧水洗い、下地処理 壁：防水形複層塗材E、軒天：外装薄塗材E ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え、防水ﾓﾙﾀﾙ部：塗膜防水 ｱﾙﾐﾙｰﾊﾞｰ：既存のまま ﾀﾗｯﾌﾟ等　鉄部SOP塗替え 水槽架台　鉄部SOP塗替え
C	樋	改修前	軒樋：防水ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押へ 水切塩ﾋﾞ鋼板厚0.4W=150　押へ30×30 ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ75Φ　ﾓﾙﾀﾙ防水用
		改修後	軒樋：高圧水洗い、塩ﾋﾞｼｰﾄ防水厚1.5新設 押え金物共　S-M2 改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ75φ新設
D	屋根ﾏﾝﾎｰﾙ	改修前	E-352　500口(ｽﾃﾝﾚｽ製) SUS304
		改修後	既存のまま

※部材仮撤去再取付
金物等と外壁の接触面のｱｽﾍﾞｽﾄ除去のため
以下　仮撤去し，ｱｽﾍﾞｽﾄ除去後再取付

・竪とい受金物
・排水管・通気管　受金物
・ｱﾙﾐﾙｰﾊﾞｰ

特　　記　：

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				
	名　称	屋根伏図				
	図　番	A-08	Ｓ＝１：　100	年　　月		

株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　第 102935 号
FAX　088-622-0885

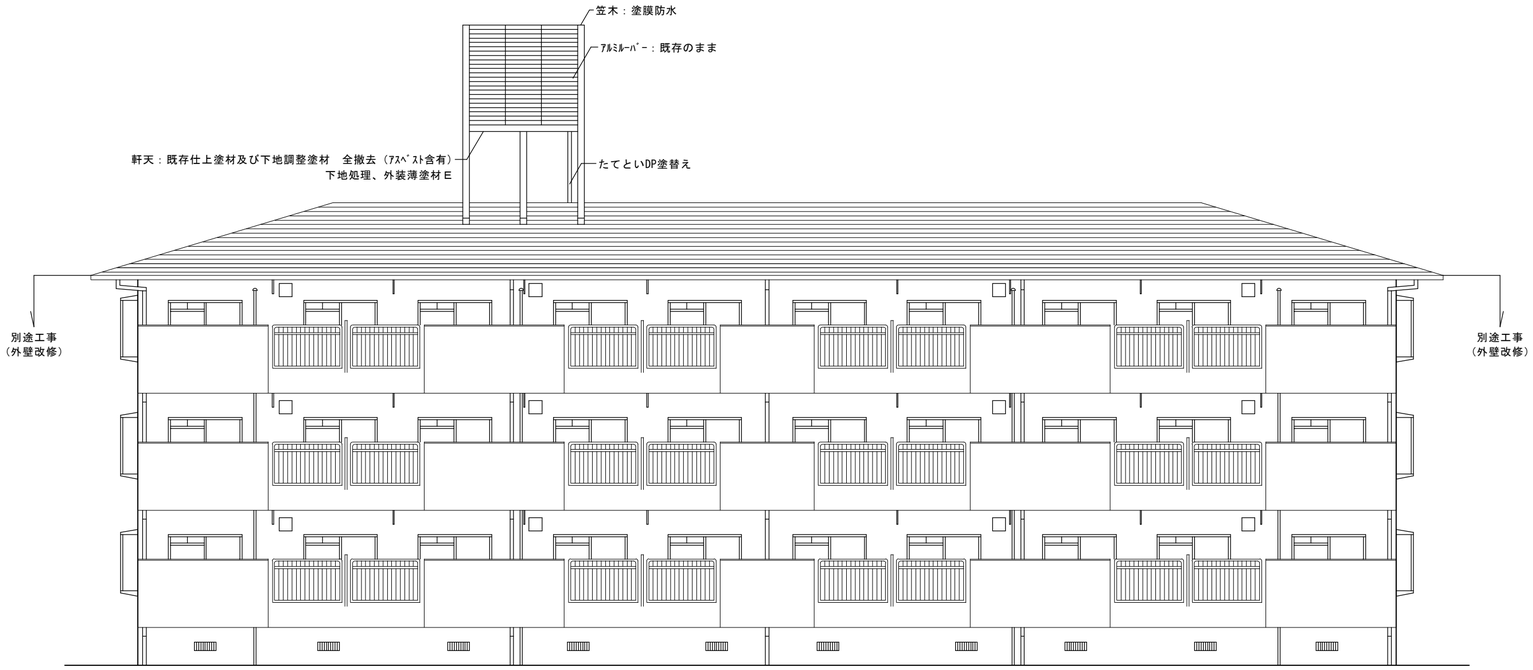

南立面図　1/100

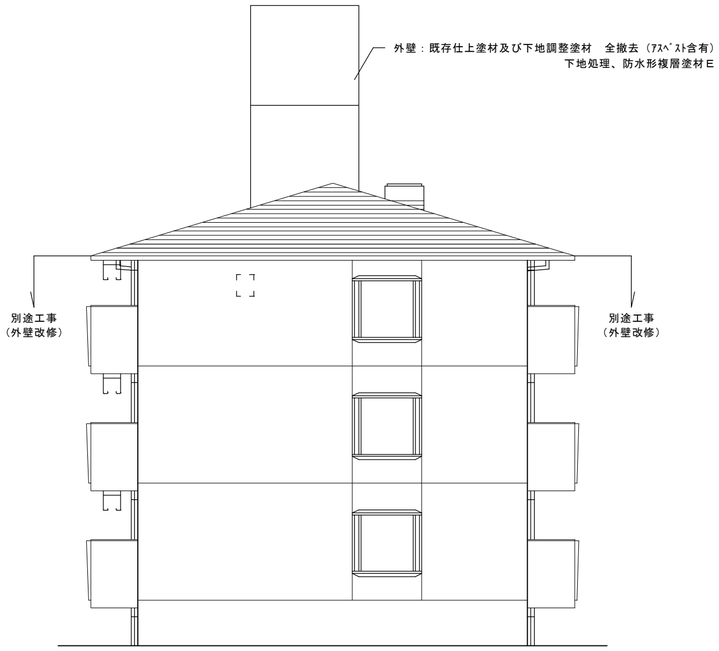

東立面図　1/100

外壁改修内容

工　　法	備考（参考数量）
ひびわれ部Ｕｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法 0.2mm以上～1.0mm以下 （ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ）	0.3m
ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ 充填工法	0.1㎡

※積算計上数量は，1階部分の調査数量を調査し，
全体数量との面積比率により算定した数量の
80%を計上している．

特　　記　：

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				
	名　称	立面図１				
	図　番	A-09	Ｓ＝１：　100	年　　月		

株式会社　剛　建築事務所　　速　水　可　次
徳島市末広３丁目３－３　　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　　第 102935 号
FAX　088-622-0885

北立面図　1/100

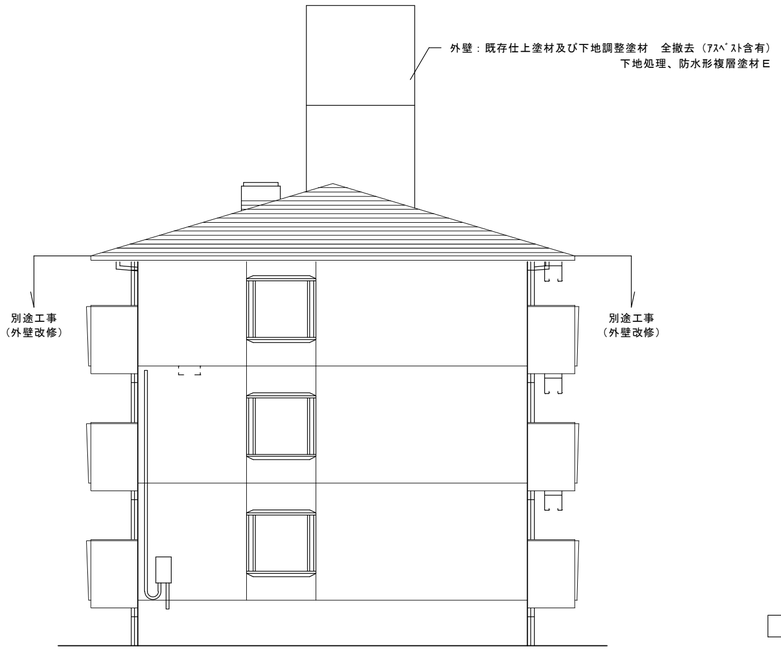

西立面図　1/100

特　　記　：

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				
	名　称	立面図２				
	図　番	A-10	Ｓ＝１：　100	年　　月		

株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　第 102935 号
FAX　088-622-0885

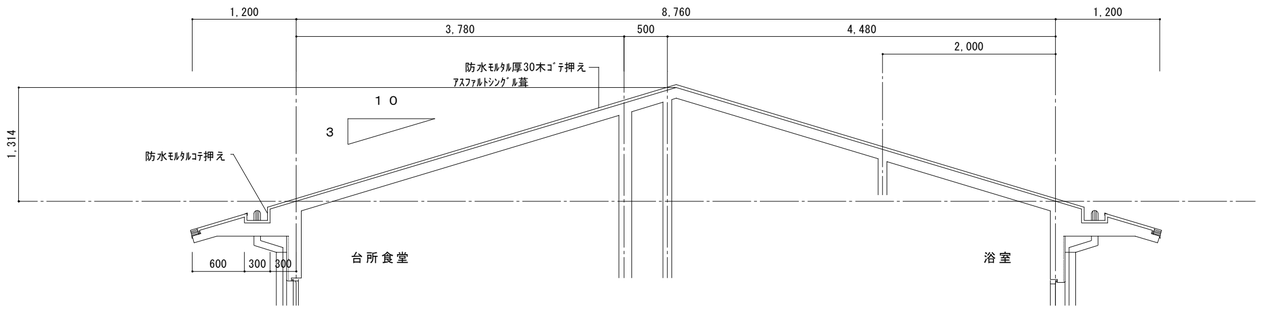

矩計図（改修前）　1/50

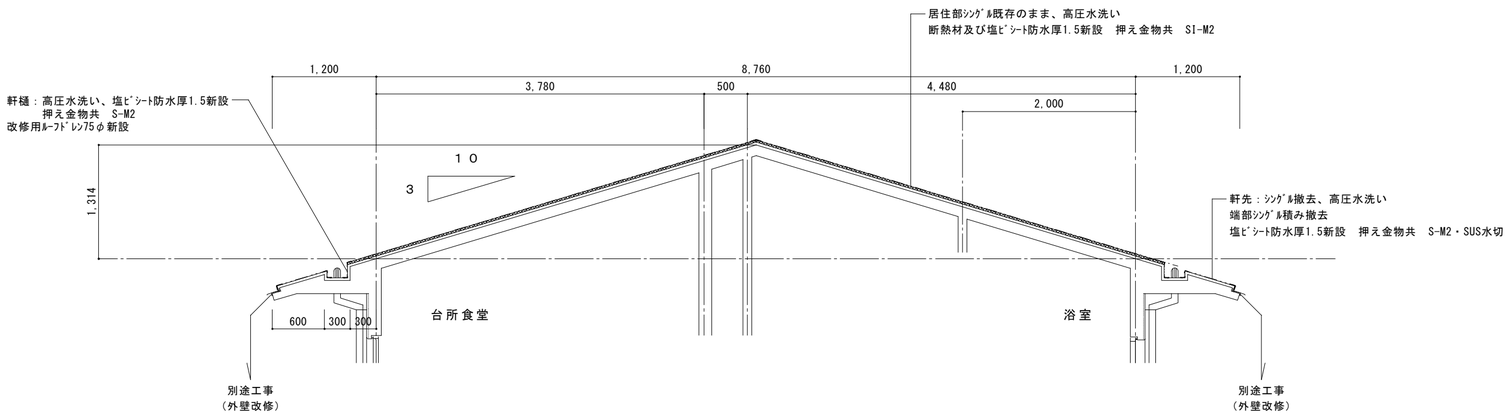

矩計図（改修後）　1/50

特　記　：

徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				
	名　称	矩計図				
	図　番	A-11	Ｓ＝１：　50	年　月		

株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　第 102935 号
FAX　088-622-0885

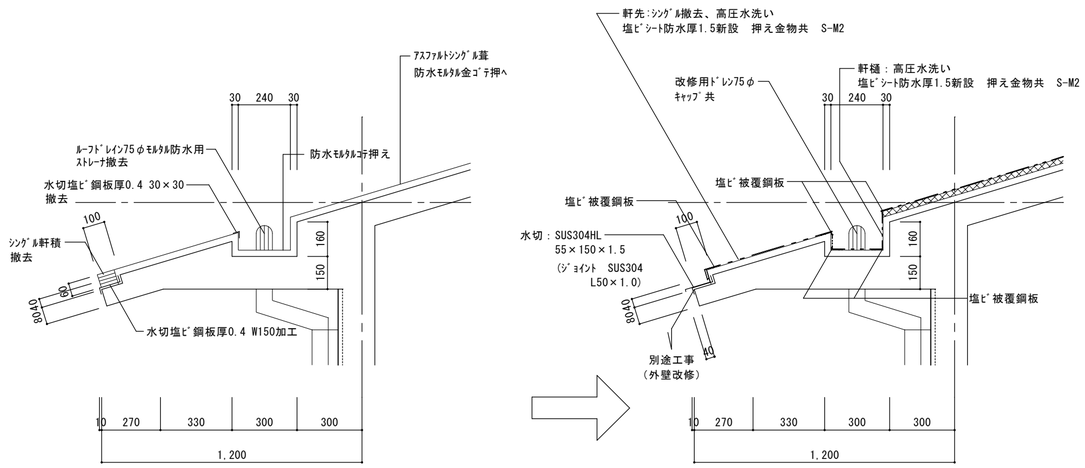

改修前　　改修後

軒先詳細図　1/20

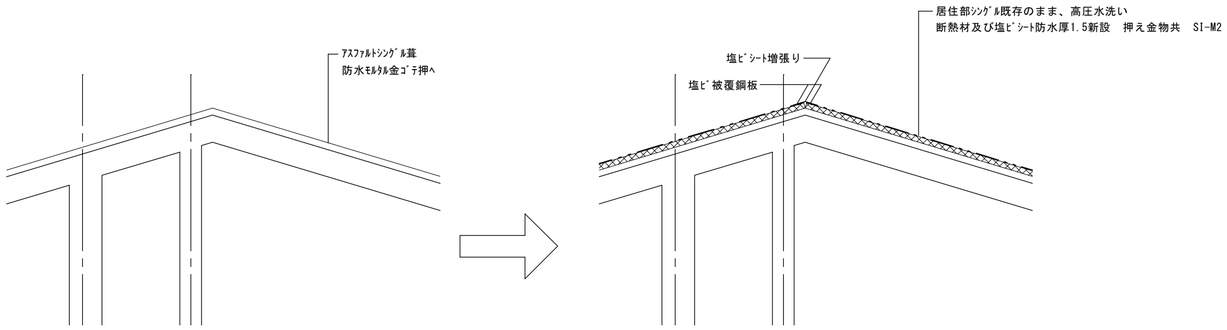

改修前　　改修後

棟詳細図　1/20

特　記　：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事				株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
		名　称	各部詳細図１				徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
		図　番	A-12	Ｓ＝１：　20	年　月		TEL　088-622-0883　第 102935 号
							FAX　088-622-0885

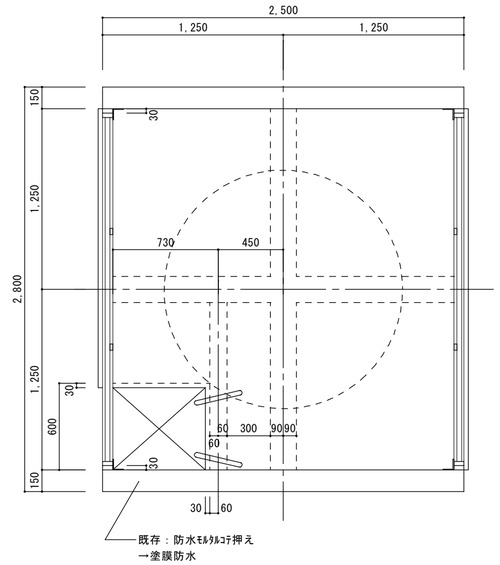

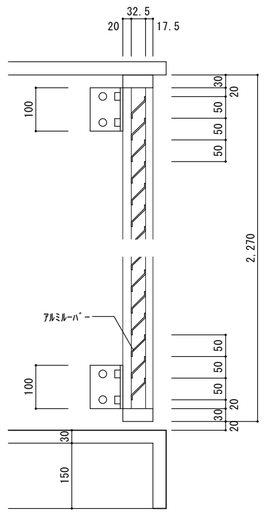

ｱﾙﾐﾙｰﾊﾞｰ詳細図　1/10

※仮撤去復旧

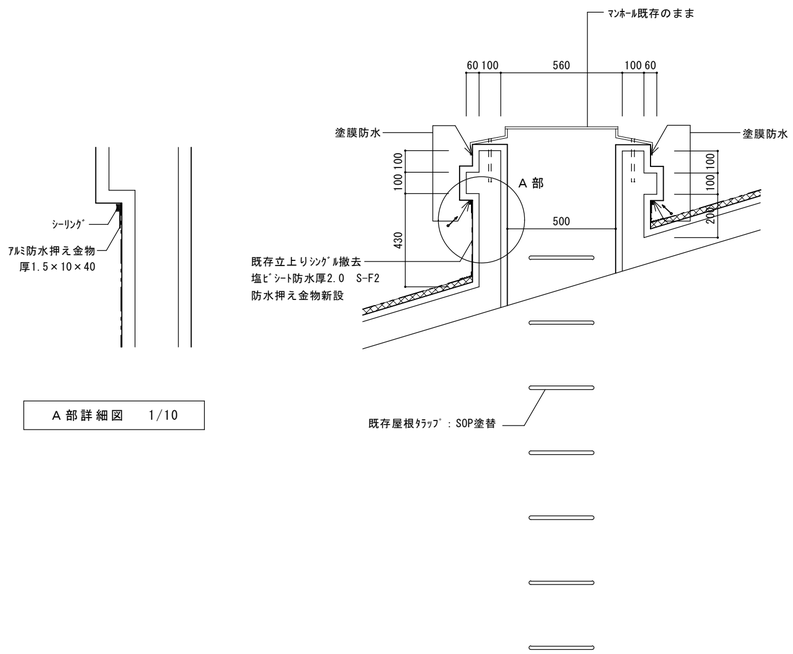

A 部詳細図　1/10

屋根マンホール詳細図　1/20

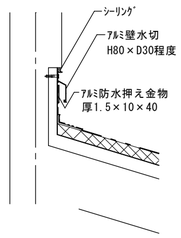

B 部詳細図　1/10

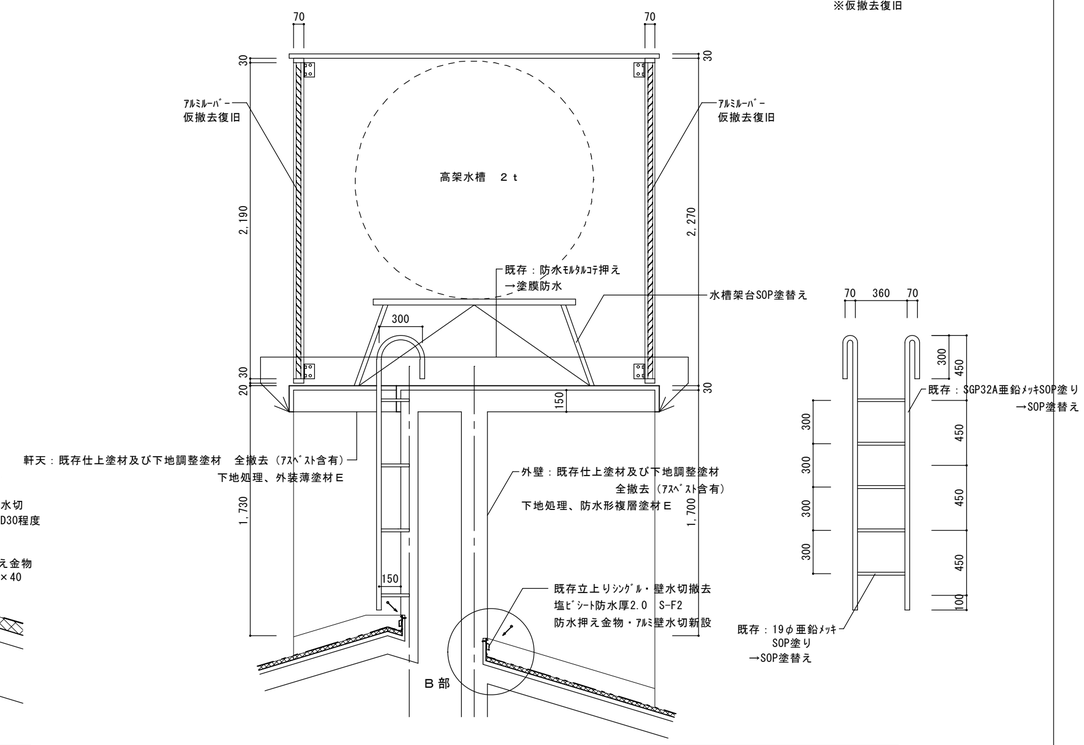

高架水槽架台詳細図　1/30

特　記　：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	Ｒ５住宅　南二軒屋一の坪団地　徳・城南　５号棟屋上防水改修工事			
		名　称	各部詳細図２			
		図　番	A-13	Ｓ＝１ :10･20･30	年　月	

株式会社 剛 建築事務所　速 水 可 次
徳島市末広３丁目３－３　１級建築士登録
TEL　088-622-0883　第 102935 号
FAX　088-622-0885